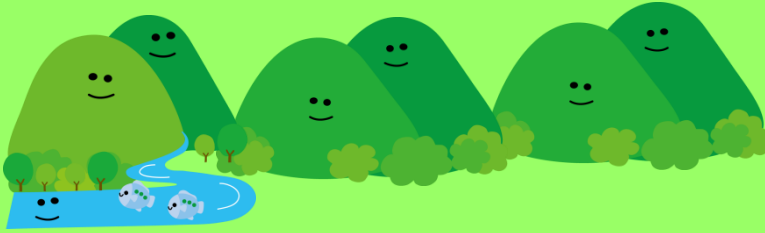


府民みんなで、自然災害から暮らしを守り、
健全な森林を次世代へつなぐために



「森林環境税」[※]による取組み

平成28年4月スタート



税のしくみ

- 納める額 年額300円
(個人府民税均等割額に加算)
- 納める人 府内に住所がある個人、府内に家屋敷等がある個人

生活保護法による生活扶助を受けている人、前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する場合等は非課税
- 期間 平成28年度から平成31年度までの4年間

税の使いみち

- 〈自然災害から暮らしを守る取組み〉
 - ◆危険渓流の流木対策
 - ◆主要道路沿いの倒木対策
(ナラ枯れ対策、放置竹林対策)
- 〈健全な森林を次世代へつなぐ取組み〉
 - ◆持続的な森づくり
(森林整備や林業活動のための基盤づくり、間伐材の利用促進等)

お問い合わせ (平日午前9時～午後6時・土日祝・年末年始休み、FAXは24時間受付)

府民お問合せセンター「ピピッとライン」 TEL 06-6910-8001 / FAX06-6910-8005

〔担当課〕 〈税の使いみちに関すること〉環境農林水産部 みどり企画課 TEL06-6210-9620 / FAX06-6210-9551
〈税のしくみに関すること〉財務部 徴税対策課 TEL06-6210-9123 / FAX06-6210-9933

※森林環境税とは、森林保全に必要な財源を確保することを目的とした個人府民税均等割の超過課税のことです。

「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」に基づき実施するものです。